電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(通達)の一部改正について

平成29年5月経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令(平成25年経済産業省令第34号。以下「技術 基準省令」という。)に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したもの として、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商局第 3号)を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術 基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格(IEC規格)に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より 一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数: 20規格

改正区分	基準数
① 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に準拠したJI	16
Sに置き換えるもの	
② 採用済の I E C に整合した暫定規格を、新たに制定された J I	4
Sに置き換えるもの	

3. 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメント:5月下旬開始予定(30日間)
- (2) 改正・施行:7月以降予定。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS 規格又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)(案)

	資料番号	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	資料4-1	J60065(H29)	JIS C 6065(2016)	IEC 60065	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器-安	J60065(H26)	ЛS C 6065:2013
				第8版(2014)	全性要求事項		
2	資料4-2	J60335-2-8(H29)	ЛS C 9335-2-8(2017)	IEC 60335-2-8	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	J60335-2-8(H20)	JIS C 9335-2-8:2004
				第6版(2012)	第2-8部:電気かみそり及び毛髪バリカンの		
					個別要求事項		
3	資料4-3	J60335-2-24(H29)	JIS C 9335-2-24(2017)	IEC 60335-2-24	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	J60335-2-24(H20)	JIS C 9335-2-24:2005
				第7版(2010)	第 2-24 部 : 冷却用機器,アイスクリーム機器		
				Amd.1(2012)	及び製氷機の個別要求事項		
4	資料4-4	J60335-2-30(H29)	JIS C 9335-2-30(2017)	IEC 60335-2-30	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	J60335-2-30(H20)	JIS C 9335-2-30:2006
				第5版(2009)	第2-30部:ルームヒータの個別要求事項		
5	資料4-5	J60335-2-52(H29)	JIS C 9335-2-52(2017)	IEC 60335-2-52	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	J60335-2-52(H20)	JIS C 9335-2-52:2005
				第3版(2002)	第 2-52 部:口こう (腔) 衛生機器の個別要		
				Amd.1(2008)	求事項		
6	資料4-6	J60335-2-55(H29)	JIS C 9335-2-55(2017)	IEC 60335-2-55	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	J60335-2-55 (H20)	JIS C 9335-2-55:2005
				第3版(2002)	第2-55部:水槽用及び庭池用電気機器の個別		
				Amd.1(2008)	要求事項		
7	資料4-7	J60335-2-75(H29)	JIS C 9335-2-75(2016)	IEC 60335-2-75	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	J60335-2-75 (H20)	JIS C 9335-2-75:2004
				第3版(2012)	第 2-75 部:業務用ディスペンサ及び自動販		
				Amd.1(2015)	売機の個別要求事項		
8	資料4-8	J60335-2-76(H29)	JIS C 9335-2-76(2017)	IEC 60335-2-76	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	J60335-2-76 (H20)	JIS C 9335-2-76:2005
				第2版(2002)	第2-76部:電気さく用電源装置の個別要求事		
				Amd.1(2006)	項		
				Amd.2(2013)			
9	資料4-9	J60400(H29)	JIS C 8324(2017)	IEC 60400	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	J60400(H23)	JIS C 8324:2010
				第7版(2008)			
				Amd.1(2011)			
	Mh. I. I			Amd.2(2014)			
10	資料4-10	J60598-2-5(H29)	JIS C 8105-2-5(2017)	IEC 60598-2-5	照明器具一第2-5部:投光器に関する安全性	J60598-2-5(H23)	ЛS C 8105-2-5:2003
				第 3 版(2015)	要求事項		+追補 1(2010)

	資料番号	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
11	資料4-11	J60950-1(H29)	JIS C 6950-1(2016)	IEC 60950-1	情報技術機器-安全性-第1部:一般要求事	J60950-1(H27)	ЛS C 6950-1:2012
				第2版(2005)	項		+追補 1(2014)
				Amd.1(2009)			
	NA . For P			Amd.2(2013)		, ,	
12	資料4-12	J60968(H29)	JIS C 7620-1(2017)	IEC 60968	一般照明用電球形蛍光ランプー第1部:安全	J60968(H14)	別紙 164
			ただし、附属書JCを適	第3版(2015)	仕様		
			用しない。				
13	資料4-13	J61050(H29)	JIS C 8109(2016)	IEC 61050	ネオン変圧器	J61050(H15)	別紙 181
				第1版(1991)			
				Amd.1(1994)			
14	資料4-14	J61058-1(H29)	JIS C 4526-1(2013)	IEC 61058-1	機器用スイッチー第1部:一般要求事項	J61058-1(H20)	ЛS C 4526-1:2005
				第3版(2000)		J61058-2-4(H20)	ЛS C 4526-2-4:2005
				Amd.1(2001)		J61058-2-5(H20)	JIS C 4526-2-5:2005
				Amd.2(2007)			
15	資料4-15	J61058-2-1(H29)	JIS C 4526-2-1(2016)	IEC 61058-2-1	機器用スイッチー第 2-1 部:コードスイッチ	J61058-2-1(H20)	JIS C 4526-2-1:2005
				第2版(2010)	の個別要求事項		
16	資料4-16	J61195(H29)	JIS C 7617-1(2017)	IEC 61195	直管蛍光ランプー第1部:安全仕様	J61195(H14)	別紙 186
			ただし、附属書JAを適	第2版(1999)			
			用しない。	Amd.1(2012)			
				Amd.2(2014)			
17	資料4-17	J61199(H29)	JIS C 7618-1(2017)	IEC 61199	片口金蛍光ランプー第1部:安全仕様	J61199(H14)	別紙 187
			ただし、附属書JAを適	第3版(2011)			
			用しない。	Amd.1(2012)			
				Amd.2(2014)			
18	資料4-18	J61347-1(H29)	JIS C 8147-1(2017)	IEC 61347-1	ランプ制御装置-第1部:通則及び安全性要	J61347-1(H25)	ЛS C 8147-1:2011
				第2版(2007)	求事項		
				Amd.1(2010)			
				Amd.2(2012)			
19	資料4-19	J61347-2-10(H29)	ЛS C 8147-2-10(2017)	IEC 61347-2-10	ランプ制御装置-第2-10部:管形冷陰極放電	J61347-2-10(H20)	JIS C 8147-2-10:2005
				第1版(2000)	ランプ(ネオン管)の高周波動作用電子イン		
_				Amd.1(2008)	バータ及び変換器の個別要求事項		
20	資料4-20	J61347-2-13(H29)	JIS C 8147-2-13(2017)	IEC 61347-2-13	ランプ制御装置一第2-13部:直流又は交流電	J61347-2-13(H26)	ЛS C 8147-2-13:2014
				第2版(2014)	源用 LED モジュール用制御装置の個別要求		
					事項		

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60065 (H29)

- ・採用する JIS: JIS C 6065:2016 オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器-安全性要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、主電源、電源装置、電池又は遠隔電力供給から給電するように設計し、 かつ、オーディオ、ビデオ及び関連の信号を受信、発生、記録又は再生することを意 図して設計した電子機器について規定する。
- ・電 気 用 品 名 : テレビジョン受信機、ラジオ受信機、その他の音響機器、電子楽器、電子応用遊戯 器具など
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60065 が第7版(2001)、Amd. 1(2005)及びAmd. 2(2010)から第8版(2014)へと改正されたことに伴い、コイン/ボタン形電池を含む機器に関し、子供による電池の取外しの可能性を減少させるため、新しく構造要求及び機械的強度試験などの追加や、前面投写型プロジェクタに関し、レーザを光源として用いる場合、JIS C 6802を用いて評価する方法を認める等の改正を行った。

2 J60335-2-8 (H29)

- ・採用する JIS: **JIS C 9335-2-8:2017** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-8部:電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、定格電圧が250V以下の家庭用及び類似の目的の電気かみそり、毛髪バリカン及び類似の機器の安全性について規定する。
- 電気用品名:電気かみそり、電気バリカン
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60335-2-8 が第5版(2002)から第6版(2012)へと改正されたことに伴い、動物用シェアラ及び動物用バリカンのために温度上昇値を別途追加や、構造について、手に保持される部分は感電保護のため、クラス II 構造又はクラスII構造でなければならないことを追加するなどの改正を行った。

3 J60335-2-24 (H29)

- ・採用する JIS: **JIS C 9335-2-24:2017** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一第2-24部: 冷却用機器,アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、家庭用及びこれに類する用途に用いる冷却用機器、電動圧縮機をもつ 製氷機等並びにキャンプ等のための冷却用機器及び製氷機の安全について適用する。
- ・電 気 用 品 名: 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケース、冷凍用のショーケース、アイス クリームフリーザー、電気製氷機
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60335-2-24 が第6版(2002)から第7版(2010)への改正及び Amd. 1 (2012)が追加発行されたことに伴い、超臨界冷凍システムを用いた機器に対応するため定義及び構造要求などの追加や、使用中に屈曲を受ける内部配線に対して屈曲 試験を追加及び、接触可能なガラスパネルに対して強度試験を追加する等の改正を行った。

4 J60335-2-30 (H29)

- ・採用する JIS: **JIS C 9335-2-30:2017** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一第 2-30 部: ルームヒータの個別要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、定格電圧が単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の、家庭用及びこれに類する電気ルームヒータの安全性に関する要求事項について規定する。
- ・電 気 用 品 名: 電気ストーブ、電気温風機
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60335-2-30 が第4版(2002)から第5版(2009)へと改正され

たことに伴い、床に組み込むことを意図したヒータに対し、耐湿性試験を追加や、可 視赤熱放射ヒータ及び可搬形ファンヒータは、地震による火災リスク低減のため製品 が転倒している状態では通電しない要求等を追加した。

5 J60335-2-52 (H29)

- 採用する JIS: JIS C 9335-2-52:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一第2-52部:
 ロこう(腔)衛生機器の個別要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、定格電圧が250V以下の家庭用及び類似の目的の電気口こう(腔)衛生機器の安全性について規定する。
- ・ 電 気 用 品 名: 電気歯ブラシ、その他の理容用電動力応用機械器具
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60335-2-52 が第3版(2002)から Amd. 1(2008)が追加発行されたことに伴い、監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲から除外することや、クラス0機器は、定格電圧が150Vを超えない屋内用の機器についてだけ認める改正を行った。

6 J60335-2-55 (H29)

- 採用する JIS: JIS C 9335-2-55:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一第2-55部:
 水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、定格電圧が250V以下の家庭用及びこれに類する水槽及び庭池用電気機器の安全性について規定する。
- ・電 気 用 品 名: 観賞魚用電気気泡発生器、観賞魚用ヒーター
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60335-2-55 が第3版(2002)から Amd. 1(2008)が追加発行されたことに伴い、監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲からの除外や、観賞魚用ヒータの市場事故への対応として空気中でのヒータ温度上昇試験及び試験紙発火試験などを追加する改正を行った。

7 J60335-2-75 (H29)

- ・採用する JIS: **JIS C 9335-2-75:2016** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一第 2-75 部: 業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、食品、飲料及び物品の準備又は供給のための業務用ディスペンサ及び 自動販売機であって、それらの定格電圧が、単相機器の場合には250V以下、その他の 機器の場合には480V以下のものの安全性に関する要求事項を規定している。
- ・電気用品名: 自動販売機
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60335-2-75 が第2版(2002)から第3版(2012)への改正及び Amd. 1 (2015)が追加発行されたことに伴い、エスプレッソコーヒーメーカのために定義 及び構造要求を追加することや、内容物を包装済みで搬出する機器において、漏電遮断器(高速形:定格感度電流15mA以下)を組みこんでいる場合、包装からの漏れに関する試験は、漏電遮断器の確認によって判定する等の改正を行った。

8 J60335-2-76 (H29)

- ・採用する JIS: **JIS C 9335-2-76:2017** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一第 2-76 部:電気さく用電源装置の個別要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、定格電圧が250V以下の、農業用及び野生動物管理用のさく用ワイヤに 通電する電気さく用電源装置の安全性について規定する。
- ・電 気 用 品 名: 電気さく用電源装置
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60335-2-76が第2版(2002)からAmd. 1 (2006)及びAmd. 2 (2013)が追加発行されたことに伴い、監督又は指示がない状態で機器を安全に使用すること

ができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲から除外することや、D 形電気さく用電源装置に関する要求事項を修正するなどの改正を行った。

9 J60400 (H29)

- ・採用する JIS: JIS C 8324:2017 蛍光灯ソケット及びスタータソケット
- ・適 用 範 囲:この規格は、蛍光灯ソケット及びスタータソケットに対する技術上及び寸法上の要求事項、並びに安全性及びかん合性(蛍光灯ソケットと蛍光ランプとのかん合性及びスタータソケットとスタータとのかん合性)の試験方法について規定する。
- ・電 気 用 品 名: 蛍光灯用ソケット、蛍光灯用スターターソケット
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60400 が第7版(2008)から Amd. 1(2011)及び Amd. 2(2014)が追加発行されたことに伴い、強化絶縁ソケットを規定して、クラスIIの照明器具を製作しやすくするためやこの規格を適用するソケット品種を増やすため、用語や定義等を追加した。

10 J60598-2-5 (H29)

- ・採用する JIS: JIS C 8105-2-5:2017 照明器具-第2-5部: 投光器に関する安全性要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、電源電圧が1000V以下の電気光源を使用する投光器の要求事項を規定 する。
- ・電 気 用 品 名: その他の放電灯器具、エル・イー・ディー電灯器具
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60598-2-5 が第2版(1988)から第3版(2015)へと改正されたことに伴い、適用範囲を"電気光源"を使用する投光器として、LED を光源とする投光器を適用範囲に含めた。

11 J60950-1 (H29)

- ・採用する JIS: JIS C 6950-1:2016 情報技術機器-安全性-第1部: 一般要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、電気的な事務機器及び関連機器を含み、主電源又は電池で動作する、 定格電圧が600V以下の情報技術機器の安全性について規定する。
- ・電 気 用 品 名: 直流電源装置、複写機、謄写機及び事務用印刷機、電動タイプライター、文書細断機及び電動断裁機など
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60950 が第2版(2005)及び Amd. 1(2009)から Amd. 2(2013)が追加発行されたことに伴い、規格の対象である機器に電力供給することを意図した外部電源供給ユニット及び規格の対象である機器に使用することを意図したアクセサリにも適用できることを明記した。

12 J60968 (H29)

- ・採用する JIS: JIS C 7620-1:2017 一般照明用電球形蛍光ランプー第1部:安全仕様
- ・適 用 範 囲:この規格は、始動及び点灯のための回路と一体化した電球形蛍光ランプの適合性判 定のための試験方法及び試験条件並びに安全及び互換性の要求事項について規定する。
- ・電 気 用 品 名: 蛍光ランプ
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 60968 が第1版(1988)、Amd. 1(1991)及びAmd. 2(1999)から第3版(2015)へと改正されたことに伴い、光生物学的安全性(紫外線放射強度)に関する規定等を追加した。

13 J61050 (H29)

- ・採用する JIS: JIS C 8109:2016 ネオン変圧器
- ・適 用 範 囲:この規格は、50Hz 又は60Hz で 1000V 以下の交流電源で用い、1000V を超え、15000V 以下の定格無負荷出力電圧を管形冷陰極放電ランプに供給し、安定させる入出力巻線

が分離された独立形又は機器組込形の単相変圧器について規定する。これらの変圧器は、照明、電気広告灯、灯光信号機又は同様の目的に用いる。

- 電気用品名: ネオン変圧器
- ・主な改正内容:対応国際規格の改正等はないが、屋外で用いる変圧器と、屋内だけで用いることを 意図した変圧器とを区別するため、JIS C 8147-2-10 の規定に合わせ、屋内だけで用 いることを意図した変圧器に対して、屋内用である旨を表示するよう規定を追加した。

14 J61058-1 (H29)

- ・採用する JIS: JIS C 4526-1:2013 機器用スイッチー第1部:一般要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、定格電圧 480V 以下、定格電流 63A 以下で、家庭用又はこれに類する用 途の電気機器、及び他の装置の操作又は制御に使用し、手、足又は他の人間の動作に よって操作する機械的又は電子的な機器用スイッチについて規定する。
- ・電 気 用 品 名: 配線器具 (押しボタンスイッチ、ロータリースイッチ、点滅器など)
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 61058-1 が第3版(2000)及びAmd.1(2001)からAmd.2(2007)が追加発行されたことに伴い、最大定格電圧を、440Vから480Vに変更や、磁界に影響されやすい電子的スイッチに対し電源周波数磁界試験を追加する等の改正を行った。

15 J61058-2-1 (H29)

- 採用する JIS: JIS C 4526-2-1:2016 機器用スイッチー第 2-1 部:コードスイッチの個別要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、定格電圧250V以下、定格電流16A以下で、家庭用又はこれに類する用途の電気機器及び他の装置の内部若しくは外郭に付けるか又はこれとともに使用し、手、足又は他の人間の動作によって操作する機械用のコードスイッチについて規定する。
- ・電気用品名: 配線器具(中間スイッチ、ペンダントスイッチ)
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 61058-2-1 が第1版(1992)及び Amd. 1(1995)から第2版(2010) へと改正されたことに伴い、適用範囲に電子的スイッチが追加されたことや、ヒューズ交換時の感電保護を追加要求する等の改正を行った。

16 J61195 (H29)

- ・採用する JIS: JIS C 7617-1:2017 直管蛍光ランプー第1部: 安全仕様
- ・適 用 範 囲:この規格は、一般照明用直管蛍光ランプの安全要求事項について規定する。
- ・電 気 用 品 名: 蛍光ランプ
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 61195 が第2版(1999)から Amd. 1(2012)及び Amd. 2(2014)が追加発行されたことに伴い、光生物学的安全性(紫外線放射強度)に関する規定等を追加した。

17 J61199 (H29)

- ・採用する JIS: JIS C 7618-1:2017 片口金蛍光ランプー第1部:安全仕様
- ・適 用 範 囲:この規格は、一般照明用片口金蛍光ランプの安全要求事項について規定する。
- ・電 気 用 品 名: 蛍光ランプ
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 61199 が第2版(1999)から第3版(2011)への改正並びに Amd. 1(2012)及び Amd. 2(2014)が追加発行されたことに伴い、光生物学的安全性(紫外線放射強度)に関する規定等を追加した。

18 J61347-1 (H29)

- ・採用する JIS: JIS C 8147-1:2017 ランプ制御装置-第1部:通則及び安全性要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、250V以下の直流電源及び/又は1 000V以下の50Hz 又は60Hz の交流 電源に使用する、ランプ制御装置の通則及び安全性要求事項について規定する。
- ・ 電 気 用 品 名: 放電灯用安定器および直流電源装置など
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 61347-1 が第2版(2007)及び Amd. 1(2010)から Amd. 2(2012)が追加発行されたことに伴い、安全特別低電圧(SELV)等の定義及び規定を追加した。

19 J61347-2-10 (H29)

- ・採用する JIS: **JIS C 8147-2-10:2017** ランプ制御装置 第 2-10 部: 管形冷陰極放電ランプ(ネオン管) の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、50Hz 若しくは60Hz で1000V、又は直流1000V を超えない入力電圧に 直接接続し、15000V(実効値)を超えることがない出力電圧で動作する、サイン及び 照明放電灯設備において使用する管形冷陰極放電ランプの高周波動作用の電子インバ ータ及び変換器に関する個別要求事項について規定する。
- ・電 気 用 品 名: ネオン変圧器
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 61347-2-10 が第1版(2000)から Amd. 1(2008)が追加発行されたことに伴い、我が国の事情により、対応国際規格に分類されていないインバータ及び変圧器をタイプCと追加で定義しているが、そのタイプCに関連して、用語及び定義に二次電圧及び二次短絡電流を追加や、要求事項の見直し等の改正を行った。

20 J61347-2-13 (H29)

- ・採用する JIS: **JIS C 8147-2-13:2017** ランプ制御装置−第2-13部: 直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項
- ・適 用 範 囲:この規格は、1 000V 以下の直流又は交流(50Hz 又は60Hz)電源で、電源周波数と 異なる周波数を含む出力周波数で使用するLED モジュール用制御装置の個別要求事項 について規定する。この規格に規定するLED モジュール用制御装置は、SELV(安全特 別低電圧)又はそれ以上の電圧で、定電圧又は定電流を供給するように設計する。ま た、定電圧及び定電流以外の出力特性をもつ制御装置に関しても、この規格を適用す る。
- •電気用品名: 直流電源装置
- ・主な改正内容:対応国際規格である IEC 61347-2-13 が第1版(2006)から第2版(2014)へと改正されたことに伴い、用語の定義及び表示の変更や、個別に規定されていた附属書IのSELV制御装置の個別追加要求事項が通則から引用するように変更するなどの改正を行った。